

2014 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 159 号条約オブザベーション (抄)
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約 1983 年 (第 159 号条約)
(日本批准: 1992 年)

障害者の雇用促進。労使の代表的組織との協議。

委員会は政府に対して、2014 年 8 月に全国福祉保育労働組合が示した所見に関してコメントを示すよう要請する。開かれた労働市場における障害者の雇用機会を高めるという観点から、採択された障害者対策についての評価を引き続き提供されたい。委員会は政府に対して、社会的パートナー、ならびに障害者および障害者のための組織の代表者の見解と懸念が、社会復帰リハビリテーションと障害者の雇用に関する政策の策定、実施および評価に際してどのように考慮されているかの実例を示すことも要請する。可能な限り男女別、年齢別、障害の性質別に分けた統計、および条約の対象となる事項に関する報告、研究および調査からの抜粋も提供されたい。

条約の第 1 条(3)および第 3 条 あらゆる範疇の障害者に対して適切な社会復帰リハビリテーションを保証することを目指す国内政策。

(a) 障害者が「雇用関係に基づいて労働する」ことができると見なされるか否かを判定するために用いられる基準。

委員会は政府に対して、雇用関係の対象となり得ない範疇に属する障害者が開かれた労働市場にアクセスする機会を増すためにとられた、または計画された措置に関して情報提供を続けるよう要請する。就労継続支援プログラムのもとの B 型プログラムから A 型プログラム、および開かれた雇用への移行件数、ならびに公共職業安定所によって実施される対策が福祉から開かれた雇用への障害者の移行に及ぼす影響についての最新情報を今後も報告に盛り込み続けられたい。

(b) 保護作業所で障害者の行った労働を労働法の適用範囲とすること

委員会は政府に対して、保護作業所における障害者の待遇が機会と待遇の平等の原則を含めた条約の原則 (第 4 条) に合致することを保証するためにとられた措置の及ぼす影響に関して、報告を続けるよう要請する。

(c) 就労継続支援プログラムの B 型プログラムのもとの活動を行っている障害者の低賃金
委員会は政府に対して、作業所の工賃引き上げのために取られた、または計画された措置に関して報告を続けるよう要請する。

(d) 就労継続支援プログラムの B 型プログラムに参加するためのサービス料金。

委員会は1995年(第99号)の社会復帰リハビリテーション(障害者)勧告の第22(2)パラグラフが社会復帰リハビリテーション・サービスの無料提供を勧告していることを想起して、政府に対して、この件に関して引き続き情報を提供し、障害者がこうしたプログラムに関わり、最終的には労働市場へのアクセスを得ることへの意欲をそがれないことを引き続いて保証するよう要請する。

第3条、4条および7条、障害者と労働者一般の間の機会の平等。

(a) 優先対策実施のための5ヵ年計画(2008-12年)の実施(報告書の第80パラグラフ)。

(b) 障害者の割当雇用制度(報告書の第81および第82パラグラフ)。

委員会は政府に対して、割当雇用制度の対象者である障害者および重度障害者に関する該当情報の提供を続けるよう要請する。

(c) 合理的な配慮の提供。

委員会は政府に対して、合理的な配慮提供に関する対策の実施と結果に関する最新情報を含めるよう要請する。